

評価委員会による評価と認証評価機関による評価

区分	評価委員会による評価 (中期目標期間評価)	認証評価機関による評価 (認証評価)
根拠	地方独立行政法人法第 30 条	学校教育法第 109 条第 2 項
実施機関	名古屋市公立大学法人評価委員会 (市長の附属機関)	認証評価機関 (名古屋市立大学は、独立行政法人 大学評価・学位授与機構)
目的	・ 中期目標期間の業務実績を評価 ・ 必要があるときは、業務運営の改善その他を勧告 ・ 法人の業務運営状況を市民等へ提示	・ 教育研究活動等の質を保証 ・ 評価結果を活用し教育研究活動等を改善 ・ 大学の教育研究活動等の状況を社会へ説明
内容	・ 教育研究等の質の向上 教育 研究 社会貢献 国際交流 附属病院 情報システム ・ 業務運営の改善及び効率化 ・ 財務内容の改善 ・ 自己点検評価、情報の提供等 ・ その他	基準1 大学の目的 基準2 教育研究組織 基準3 教員及び教育支援者 基準4 学生の受入 基準5 教育内容及び方法 基準6 教育の成果 基準7 学生支援 基準8 施設・設備 基準9 教育の質の向上及び改善 基準10 財務 基準11 管理運営 選択的評価事項 A 研究活動の状況 選択的評価事項 B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況
期間	中期目標期間 (6 年間)	7 年以内ごと
時期	中期目標期間終了時 (平成 24 年度)	名古屋市立大学は、平成 22 年度に評価を受ける予定 (21 年度は準備)
評価結果	評価結果は、評価委員会が法人に通知、市長へ報告し、公表 市長は議会へ報告	評価結果は、認証評価機関が法人に提供し、公表
備考	評価に当たり、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる (地方独立行政法人法第 79 条)	